

第7期 第10回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年5月10日（月） 午前9時30分～
2. 開催場所 農協環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員（13人）
4. 欠席委員（6人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案日程

議案第36号	農地法第3条の許可申請について	(5件)
議案第37号	農地法第5条第1項の許可申請について	(1件)
議案第38号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	(2件)
議案第39号	農用地利用集積計画書について	(1件)
7. 農業委員会事務局職員（3人）

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。本日の会議に先立ちまして、委員の皆様のお出席状況をご報告いたします。只今の委員のお出席は19名中13名、2番 ○○委員、3番 ○○委員6番 ○委員、10番 ○○委員、12番 ○○委員、14番 ○○委員さんの6名より欠席のご連絡をいただいております。過半数に達しておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは渡部会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。なんといっても新型コロナウイルスが猛威を振るっており、東温市でも罹患者が発生しております。今後高齢者からワクチン接種が始まるようです。農作業の方に目を向けると、麦の収穫の時期が参りました。今年も豊作だと思っておりますが、問題は販売の方です。コロナの影響なのかは定かではありませんが、お米も麦も昨年度の方が残っているようで、販売がふるわない。東温市は米麦が中心ですが、今後米麦以外の作物も考えていかななくてはならないと思っております。

それでは、只今から第10回農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名人ですが、4番 ○○委員さん、5番 ○○委員さん、よろしく願います。

早速ですけれども、議案審議に入りたいと思います。本日は9件と案件は少ないですけれども、スムーズに進めたいと思いますので、ご協力をお願いします。それでは、事務局をお願いします。

○事務局

議案第36号、農地法第3条の許可申請についてということで、1番 譲渡人 東温市○○ ○○番地○ ○○さん。譲受人 東温市○○ ○○番地○ 株式会社○○ 代表取締役 ○○さん。土地は、○○ ○○番地○、田、1,438㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は、小作地解放による所有権移転です。作付作物は野菜苗、水稲、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、コンバイン、田植機、ホイールローダを保有しております。労働力は、常時64人、臨時で72人です。耕作面積は94,132㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが、1から7のいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明します。この土地の周辺は全て〇〇さん（譲受人）の倉庫やハウスとなっております。近年、作物を作りにくいとのことで、〇〇さん（譲渡人）から売却の要望がありました。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからの説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見はございませんか。

○委員 〇〇委員

売買の相手方は法人ですか。

○事務局

はい、譲受人は農地所有適格法人の株式会社〇〇さんであり、以前から〇〇さん（譲受人）が〇〇さん（譲渡人）の農地を借りて耕作をしておりましたが、今回、売買の話ができたということで小作地を開放して、所有権の移転を行うものであります。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 兵庫県〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地、田、434㎡、同所同字〇〇番、田、265㎡、〇〇 〇〇番地〇、田、710㎡、合計3筆で、合計面積は1,409㎡です。権利内容は売買です。作付作物は、水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、コンバイン、田植機、軽トラです。労働力は本人、妻の常時2人です。耕作面積は6,833㎡。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

譲渡人の〇〇さんは、譲受人〇〇さんの叔父にあたる関係であり、これまでも米麦を

1反半程度作っていたんですけれども、この際土地を買ってもらえないかという話になりまして、売買をすることになりました。〇〇さん（譲受人）は、米麦をかなり作付しているので、特に問題はないと思います。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんからご説明いただいたんですが、この件につきましては、〇〇委員さんも関係しますので、〇〇委員さんからも意見ををお願いします。

○委員 〇〇委員

はい、5 pの案内図をご覧ください。対象地は2カ所に分かれていますけれども、南の方につきましては、〇〇であります。〇〇委員さんが言われたような理由で、〇〇さんから要請がありました。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、地元委員さんのほうからご意見をいただきましたが、皆さんの方から何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番の案件について事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 宇和島〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地〇、田、565㎡です。権利内容は小作地解放による所有権移転です。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、コンバイン、田植機、防除機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は9,974㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんから説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

6 pの案内図をご覧ください。〇〇小学校の手前300mくらいのところですが、〇〇さん（譲渡人）と〇〇さん（譲受人）は地主さんと小作人の関係です。父親の代からの小作地ということで、〇〇さん（譲渡人）の方からこの際、土地を買ってくれないかというお話があったようです。ちょうど〇〇さん（譲受人）方の裏の土地にもなるの

で、お話がまとまったようです。〇〇さん（譲受人）は熱心に作っておられますので、特段問題無いと思っております。審議をお願いします。

○議長（会長）

それでは皆様のご意見をお伺いしたと思います。何かございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件について事務局より説明願います。

○事務局

4番 譲渡人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地〇、田、4.55㎡です。権利内容は、贈与です。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機です。労働力は、本人、夫、母の常時3人です。耕作面積は9,777㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんにご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

〇〇さんと〇〇さんは〇〇（自治会名）で、同じ組であります。そして、〇〇さん（譲受人）のお父さんと、〇〇（譲渡人）さんのお父さんの代から隣接する農地を耕作しておりまして、〇〇さん（譲受人）は、〇〇さん（譲渡人）の農地を通して何十年も耕作しておりました。この度、〇〇さん（譲渡人）の方から、この土地を〇〇さん（譲受人）に贈与したいとの話があつて話がまとまり、申請に至った次第です。周辺農業経営への影響は、特に支障ないと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

それでは皆様のご意見をお伺いしたいと思いますが、何かございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、5番について事務局より説明願います。

○事務局

5番 譲渡人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。土地は、東温市〇〇 〇〇番地〇、田、1, 774 m²、同所同字〇〇番〇、田、1, 596 m²、同所字〇〇 〇〇番地〇、畑、264 m²、同所同字〇〇番、畑、130 m²、同所字〇〇 〇〇番地、田、453 m²、同所字〇〇 〇〇番地〇、畑、689 m²。計6筆で、合計面積4, 906 m²です。権利内容は、贈与です。作付作物は水稻、シキミです。主な農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、耕うん機、草刈機です。労働力は、本人、母の常時2人です。耕作面積は13, 749 m²です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

只今事務局から説明を受けたわけですが、この件につきましては、地元、〇〇委員さんですが、本日は欠席しておりますので、事務局の方から説明をお願いします。

○事務局

ご説明いたします。8ページをご覧ください。〇〇の〇〇という地区になります。地図の中ほどのところにあるのが〇〇さん（譲渡人）の家になります。譲渡人である〇〇さんは、譲受人の母親になりますが、ご高齢であることから耕作が困難になってきたということで、次男である〇〇さんに譲渡して、今後は、松山市のほうから通って耕作するということとなります。以上でございます。

○議長（会長）

何かご意見はございませんか。松山市から通って通作という形になりますが、最近はこのような形が常態化しておりますので、特に問題はありますか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第37号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題とします。6番について事務局より説明願います。

○事務局

6番 宇和島市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん、建設業で型枠大工を営んでおります。土地は、〇〇 〇〇番地〇、田、282 m²、同所同字〇〇番〇、田、148 m²、合計2筆で、合計面積が430 m²です。都市計画区域はその他の区域です。農地区分は第2種農地で他のいずれの基準にも該当する農地ではないことから第2種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は露天資材置場及び露天駐車場です。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。令和3年3月9日に開催されました第8回委員会で除外意見を決定済みの案件です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、先程の説明のとおり、第8回の委員会で除外意見の決定をしております。その後のことについて、地元、〇〇委員さんから報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

9 pの案内図をご覧ください。事務局から説明がありましたとおり、第8回の委員会で諮られた案件であり、転用目的を確認しましたが、その後の変更もないということで、特段支障無いと思っております。審議をお願いします。

○議長（会長）

それでは皆様のご意見をお伺いしたらと思っておりますが、何かございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第38号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第38号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてということで、今回の案件は農用地区域からの除外です。7番 所有者 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん、申出者 松山市〇〇 〇〇番〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地の一部、田、887㎡の内380㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地で、おおむね10h以上の規模の一団の農地の区域にある農地という理由から、第1種農地と判断されます。転用目的は農家住宅。開発許可は不要。転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんにご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

所有者の〇〇さんと申出者は親子であります。今回、父親の〇〇さんが高齢になったものですから、次男である〇〇さんが実家の近くに農家住宅を建てて、父親の農業を手伝いたいということで申請に至った次第です。周辺農業経営への影響は、特に支障ないと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

皆様から何かご意見などございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思っております。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして8番の件につきまして事務局よりご説明願います。

○事務局

8番 所有者 東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん、同じく所有者 奈良県〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん、申出者は、東温市〇〇 〇〇番地〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番地の一部、田、1,042㎡の内19㎡、〇〇 〇〇番地の一部、田、1,026㎡の内479㎡です。合計2筆で、合計面積は498㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地で、おおむね10h以上の規模の一団の農地の区域にある農地という理由から、第1種農地と判断されます。転用目的は農家住宅。開発許可は不要。転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんにご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

譲受人である〇〇さんのお父さんが大病を患い、農業経営が難しくなったことから実家の近くに農家住宅を建てたいと思いついたそうです。農家住宅を建てるに当たっては、〇〇さんの農地19㎡ほどが、入り口の間口にかかるため、家が建たないという事で、所有者である〇〇さんに話をしたところ、快く承諾をいただいたということです。

次に、〇〇さんについては、元々〇〇にお住まいであり、現在は奈良県にお住まいであります。この土地については、50年近く前からずっと〇〇さんが作っている土地であり、〇〇さんと〇〇さんとは親戚に当たり、〇〇さん（譲受人）もご高齢になられたことから、元気な間に〇〇さん（譲受人）の方にこの土地を譲りたいとの事で、話が出来たそうです。周辺農業経営への影響は、特に支障ないと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

事務局、集落接続に該当する案件でありますか。

○事務局

はい、集落接続に該当します。

○議長（会長）

皆様から何かご意見などございますでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。

続いて、議案第39号、農用地利用集積計画書について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

お手元にお配りしております。農用地利用集積計画書をご覧ください。令和3年度第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるものです。概要についてご説明いたします。1ページおめくり下さい。

今回は6月1日開始分です。申し出件数は181件、面積は458,274㎡。その内、期間借地は48件、面積は151,573㎡となっています。貸し手は153名、借り手は79名です。期間は、1年から10年となっています。中でも5年契約が最も多くなっています。作物別設定面積で米以外7種となっております。米10aあたりの賃借料については、今回、現金での最高値11,905円、最安値5,000円です。現物では、最高95kg、最低16kgとなっております。地目別は、田 458,274㎡、畑 0㎡です。次のページから期間別、地目別の面積等を記載しております。

なお、昨年度の第2号、令和2年6月1日開始分と比べると、申出件数は16件増えており、面積も24,225㎡増えております。期間借地の申出件数は4件増えており、面積も9,990㎡増えております。また、賃借料について、

現金の最高値は12,390円減少し、最安値は2,000円増加しています。

現物の最高値は5kg増加し、最低値も1kg増加となりました。以上が概要でございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の東温市が定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合していると考えますので、ご承認よろしく願います。

○議長（会長）

農業経営基盤強化促進法による貸借というのは増えて来ている中で、農地中間管理機構を通したものでないと、補助金等の採択にならない。農業委員として相談を受けた場合は、将来の見通し、補助金等様々な事を勘案して、農地法第3条によるのがよいのか、基盤法による利用権設定がいいのか、それとも農地中間管理機構を通した方がよいのかご指導して頂けたらと思います。

それでは、他に何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、9件、これで全て終了しました。次回の農業委員会は6月8日となっております。農地利用適正化推進委員さんとの合同会を開きたい、また、これから夏にかけて農地パトロールを実施したいと考えているのですが、コロナの影響を見

ながら、合同会の開催が可能かどうか、今後判断したらと考えております。

以上で第10回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。